令和6年度札幌市ウォーカブルビジョン策定支援業務 仕様書

1 業務名

令和6年度札幌市ウォーカブルビジョン策定支援業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、令和4年10月に策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」に基づき、「居心地が良く歩きたくなるまち(ウォーカブルシティ)」を実現するため、都心・地域交流拠点・住宅市街地それぞれにおいて、ハード・ソフト両面から効果的な取組を推進していくこととしており、令和7年度には「(仮称)札幌市ウォーカブルビジョン(以下、「ビジョン」という。)」を策定することを予定している。

ビジョンでは、①札幌市におけるウォーカブル推進の意義・目的、②都心・地域交流拠点・住宅市街地それぞれにおける目指す姿、③ウォーカブル推進に向けた行政・民間事業者・地域住民の役割や取組の方向性などを示すことで、官民一体となってウォーカブルシティを推進していくことを目的として策定する。

そこで本業務は、ビジョン策定に向けて、令和5年度までのモデル地区における検討状況を踏まえた上で、別途予定している公共的空間を対象とした公募型実証実験の前後において現況調査、効果分析を実施し、ウォーカブル施策の導入可能性及びその課題を検討するとともに、札幌市におけるウォーカブルシティの目指す姿を可視化する等、ビジョン素案の作成を支援するものである。

3 業務内容

(1) 公募型実証実験箇所における現況調査及び効果分析

公募により実施を予定している公共的空間を対象とした実証実験の前後において、以下 の項目を調査・分析する。詳細は別途、委託者と受託者で調整することとする。

- ア 歩行者交通量及び滞在時間調査(来訪者の年代、グループ構成含む)
- イ アクティビティ調査(来訪者が何をしているか)
- ウ オープンスペース活用調査(周辺の箇所数と活用実態)
- エ 歩行者空間調査(周辺の歩道幅員、植栽数、安全性など)
- オ その他受託者独自提案事項

なお、公募型実証実験は令和6年8月~10月頃の実施を予定しており、実施個所は地域 交流拠点を中心として札幌市が3か所選定する。

(2) 札幌市ウォーカブルビジョン検討委員会の運営支援

ビジョンの検討を行うため、外部有識者(7名程度)を交えた「札幌市ウォーカブルビジョン検討会」(事務局:札幌市、以下「検討会」という)の運営支援及び資料・議事録の作成を行う。検討会は原則3回程度の開催を予定する。なお、有識者等の旅費・謝金、および資料印刷費用や会場使用料は委託料に含まない。

(3) 「(仮称) 札幌市ウォーカブルビジョン」の策定支援

札幌市のウォーカブルシティ推進のために必要なまちづくりの方向性等をまとめた「(仮称) 札幌市ウォーカブルビジョン」について、令和7年度の策定に向け、ビジョン素案の検討を行う。ビジョンの内容は主に下記の項目を想定するが、詳細は業務を通じて検討する。

- ア 札幌市におけるウォーカブル推進の意義・目的
- イ 実現に向けた手法、モデルケース、他都市事例
- ウ 都心・地域交流拠点・住宅市街地における目指す姿
- エ 官民それぞれの役割を整理した推進体制、支援制度
- オ その他受託者独自提案事項

なお、ア〜エについて、内容の検討は委託者にて実施し、受託者は目指す姿の可視化 (パース作成)や必要に応じて受託者独自の情報や知見を加味しながら、ビジョン策定 に必要な項目を整理する。

(4) 業務報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ、提出する。

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

5 成果品

調査結果及びビジョン素案を報告書の形式でまとめ、調査で収集した資料と併せて、電子データ※で提出すること。提出方法は、別途、委託者と受託者で調整することとする。 ※電子データ:PDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリング ストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 特記事項

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、 処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、版権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正 に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び札幌市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 35 号)に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。